

第47回横浜市都市美対策審議会景観審査部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 広告付き案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議） 議事2 現市庁舎街区活用事業の進捗について（報告） 議事3 その他
日 時	平成30年12月11日（火）午前9時30分から午前11時30分まで
開催場所	松村ビル別館603会議室
出席委員	国吉直行、岡部祥司、真田純子、関 和明、野原 卓、矢澤夏子
欠席委員	【議事1】加茂紀和子 【議事2】加茂紀和子、岡部祥司
出席した書記	堀田和宏（都市整備局企画部長） 嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鵜田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	【議事1】 関係局：松井恵太（都市整備局企画部企画課長） 松中 涉（都市整備局企画部企画課担当係長） 渡辺荘子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 【議事2】 関係局：村上 実（都市整備局都心再生部担当部長） 黒田 崇（都市整備局都心再生課都心再生担当課長） 岳村和範（都市整備局都心再生部都心再生課担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：なし） <議事2については非公開>
決定事項	【議事1】 本事業の景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について、いただいた意見をふまえ、第三者広告物及び内照方式の照明装置の制限エリアの制度設計の趣旨や当時と現在の地域の状況、内照方式の屋外広告物の夜間景観に対する影響を再整理し、検証した上で再度付議する。 【議事2】 現市庁舎街区活用事業の進捗について、市から説明を行った。いただいたご意見を参考に、引き続き検討を進め、事業進捗については随時報告する。
議 事	1 開 会 ○会議の公開について （国吉部会長） まず会議の公開について、事務局から説明をお願いします。 （鵜田書記） 本日の部会について、議事1は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条に基づき「公開」とします。議事2については、同条例第7条第2項第6号の「公にすることにより、市の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの」という項目に該当すると考えており、第31条2項に基づき「非公開」としたいと思います。会議の非公開については、横浜市都市美対策審議会景観審査部会設置要領第5条に基づき、横浜市都市美対策審議会運営要領第11条第1項の「会議を非公開とするときは、会長がその旨を宣言するものとする」を準用いたしまして、部会長が宣言することとしています。国吉部会長、よろしいでしょうか。 （国吉部会長） ただいま事務局から議事2については非公開にしたいという旨の提案がありました。その旨で了承して、議事2については非公開とします。よろしいでしょうか。 （委員：異議なし） （鵜田書記） 有難うございます。議事1については公開としておりますが、現在のところ傍聴者はおりませんので、このまま進行させていただきます。よろしくをお願いします。

## 2 議 事

### 議事1 広告付き案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議）

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

（国吉部会長）

ご説明有難うございました。これまで広告付きバス停上屋整備事業がありましたが、それに類似したものが展開され、地図板のようなものもその中でカバーされ、その上、Wi-Fi機能も付加されるということです。ただし、一部、第三者広告物や内照方式の照明装置が制限されているエリアにおいて、配置の考え方やコンテンツのデザイン調整方法を整理することで、「広域の範囲で統一してデザインされ、かつ魅力的な景観に寄与するもの」として整理し、広告付き案内サインの設置を認めていきたいということが事務局からの提案です。委員の皆様、質問も含めてご意見等をいただければと思います。本日欠席されている委員から、何か発言はございましたか。

（鍋田書記）

加茂委員からは特にご意見はございませんでした。

（国吉部会長）

分かりました。それでは、審議に入らせていただきます。岡部委員、いかがですか。

（岡部委員）

第三者広告物の制限エリアという、資料の赤枠で囲われているところは、今までは制限がされているけれども、今回、今のような事業のできる場所にするという理解ですか。

（企画課）

今回の事業に限って景観計画にただし書きを適用し、第三者広告物を掲出させていただきたいということです。他の第三者広告まで適用するというものではありません。

（岡部委員）

既存サインのことですよね。

（企画課）

今回、既存のサイン以外にも新規でサインを整備しますので、既存サインの建替と新規のサインの設置、そしてそれぞれに第三者広告がつくということになります。

（岡部委員）

分かりました。それをふまえて、意見が2つあります。1つ目は、Wi-Fiや無線LANについてです。例えば最近では動画や5Gとかいう世界にいていの中で、そういうことは検討されたのでしょうか。

（企画課）

事業者から、広告面の部分について、一部デジタルサイネージを活用した案内サインについても、提案がありました。今回も、例えば、横浜駅周辺等でそういった活用しようとはいう議論にはなっています。いわゆる動画については、広告のコンテンツとしては現時点では認められないなということで、例えば、静止画を少しずつスクロール等で当面は対応していこうと考えています。

（岡部委員）

分かりました。質問は、容量の問題です。Wi-Fiを使えるという環境をつくるにあたり、今では動画のコンテンツを見ることがほとんどなので、動画をスムーズに見ることのできるようなWi-Fiと、ただ通信ができるというWi-Fiでは随分レベルが違うのですが、そういうものは検討されているのでしょうかという質問です。

（企画課）

今後、事業者と契約して具体的な内容を詰めていきますので、その辺りについては、そのときに改めて報告したいと思います。

（岡部委員）

分かりました。では、2つ目の意見です。このような制限をされているということは、今のお話だと10年前のルールに合わせるという考え方なのかなと思ったのですが、この10年で状況は随分変わっている中で、10年前のルールが今も運用されていて、それをさらに延長することは、何か理由があるのでしょうか。

（国吉部会長）

では、景観調整課からの回答の方がよろしいですね。

(鍋田書記)

例えば、みなとみらい21新港地区や山下公園通りにおいて第三者広告を禁じていますが、地元としてもそれをよしとするような意見を聞いており、この部分について変更する予定は今のところありません。

(岡部委員)

分かりました。これは意見です。最近だと、いわゆる広告然としているものについては、企業は出したところで効果が測れないため、それに拠出することを中々しない状況にあるので、話題性を考えると、いかにも広告ではないようなものをデザインとして取り入れて街中に溶け込ませることで広告として成立させる、アート広告のような話が沢山あると思います。例えば、座るところのないベンチの背中部分にナイキのマークが描いてあって、走れ、座るなどということをナイキが言っている、みたいな広告等、色々なものがあると思います。制限されているということは何もされていないという状況であり、まっさらなキャンバスなので、そういうものが割と入るのではないかなと思いました。同じようなものがまたそこに広がっていく広告といった話よりは、広告の概念を少し取りかえて、街中に楽しみを増やすようなものになっていくと、企業にとってもプラスで、横浜の街にとってもプラスになることは恐らく沢山あるのではないのでしょうか。例えば、最近どこかで見たのですが、エルメスか何かの広告で、壁面にただの文字を書いた落書きみたいなもので、全然広告っぽくはないのですが、それが広告としてインスタグラムにも上げられる、ということは沢山あると思います。広告そのものを悪と捉えるよりは、それを上手く取り込む方法に審議会や審査の中で取り組んでいくことができるよいなと思って聞いていました。これは意見です。

(鍋田書記)

自家用広告物については掲出を許可していますので、例えば自分の建物で何かをやるということであればよいと思います。また、イベント等で掲出されるものについても、1件ごとに審査させてもらっていますが、極力出したい方の意向に沿えるような形で屋外広告物条例が読めるように運用しています。

(国吉部会長)

どうも有難うございました。新しいタイプの表現は都市を魅力的にするという側面がある一方で、かなり拒否反応を示す地域もあります。中華街などでは牌楼、中央の門の前にデジタル広告を出したら地域の猛反対に合い、結局、街づくり協定をつくり、それは中華街に合わないということで撤去しました。事業者は横浜の魅力的な映像を流すのだと言っていたけれども、中華街は要らないと。したがって、色々と新しいことも受け入れながらも、地域の状況に合わせて対応していく必要があると思います。他の委員の方、意見はございますか。

(野原委員)

大きく分けると3点意見があります。1点目と2点目は似た視点もあるのですが、まず1点目です。訪日外国人や横浜を初めて訪れる人が目的地までスムーズに移動するということがこの事業の目的だとすると、掲載位置をどこにするか、つまり動線がどうなっているか、終着点をどこに設定して配置するのかということを考えて上で、適切な場所を選ぶことがとても重要です。すなわち上手くメリハリをつけて、きちんと分かりやすくするにはどうしたらよいかを考える必要があります。場合によっては量が多ければよいというものではなく、逆に効果的なところに効果的なものを置くことが重要になりますし、そうすると、やはり見え方や板面を含めたデザインの質が問われると思います。そういう意味で、適切な箇所に配置すると資料には書かれていますが、その適切な位置に対する考え方をもう少し教えてもらいたいです。

2点目は、先ほどの岡部委員の話にも関わるとは思いますが、資料の赤枠内は第三者広告を制限しているエリアですが、やはり街としての見え方が価値を生むにはどうしたらよいかということを含めて考えた中で、赤枠内とそうではないところでメリハリをつけて街全体をつくっているということではないのでしょうか。そういう意味では、場合によって、公共の地図のみにする場所と、マネジメントしながらもう少しやっていく場所があり、それらが全体で混ざり合うことも、広告面が一括まとめ売りならで、できる可能性があるのではないかという気がしました。そういう考え方はないのでしょうか。

3点目は、先ほど地元の方々の話もありましたが、逆に、公共が自ら制限を緩和し、広告付き案内サインを赤枠内で掲出すると、民間で、自分もできるのかと思う人もいるでしょう。全体の量でマネジメントしているのが今のやり方だとは思いますが、公共的な役割を持ったものも付随するので民間としてもやってもいいですか等の話にもなり得るような気がします。したがって、今後これをどう管

理していくか、全体として広げていくのかそうでないのか、地元とどういう形でやりとりしながら進めていけるのか教えていただきたいです。

(国吉部会長)

野原委員からの最初の質問について、いかがですか。案内サインの目的を効果的に果たすためには適切な配置が必要だということで、今後どのように検討していくのでしょうか。

(企画課)

案内サインの配置の考え方については、訪日外国人だけでなく来街者、特に公共交通を使って来られる方を意識しています。そういう意味で、必須事項としては、まず駅前にないといけないと考え、資料の3頁目のプロット図でご覧いただけるように、駅前には少なくとも1カ所配置するという考え方に立っています。観光地についても、例えば赤レンガ倉庫も含めた新港ふ頭周辺、あるいはみなとみらい地区、新たに開発が予定されているところ、そこについてはどこを選ぶかという判断にはなりますが、通常我々が想定している、いわゆる来街者の多いスポットについては配置しているという考え方です。すなわち、駅前と観光地を重点的に配置します。交差点については、そこを結ぶ歩行者動線が一体どこなのかを事業者とも議論した中で配置を考えています。ただ、実際、現場の物理的な制約で置けないようなところも、現地調査をする中で出てきており、本来置きたい場所に置けないといったケースもあります。新横浜駅周辺地区については、ワールドカップが直近であるので、歩行者をどう誘導するかという組織委員会やワールドカップ主催者の計画との調整も考慮した上で、今のところ配置しています。

(野原委員)

他の自治体でも似たような話が2019年、2020年にあり、そこでは例えば交通バリアフリーの基本構想ときちんと合わせて、その動線の中でサインをどこに設置するかである等を検討しており、色々な連動が考えられると思うので、その辺りもぜひ検討した上で設置場所を検討したほうがよいと思います。例えば本町通りやみなとみらいの大通りの逆側は、そんなに人がいるのか、ちょっと分からないところもあるような気がします。むしろ、効果的だけれども置きづらいような場所について、どうやってそこに効果的に置けるかということを考えることの方が重要な可能性もあるので、メリハリをつけるというか、大事な場所について上手く配置するようにできるとよいと思います。

(国吉部会長)

分かりました。後半の質問について、広告面の販売方法は本当に全部まとめ売りなのか、部分的に変わるのか。その辺りはいかがでしょうか。

(都市デザイン室)

今後、事業者と今までよりも密にコミュニケーションをとりながら広告の売り方については決めていきたいと考えていますが、どのエリアから先に設置されるのかといった、筐体の設置のタイミングとも連動してくる話です。今までも交通局が会議を開き、事業者とは年に1回会っていたのですが、その回数を増やす等、実際に協議していく場面を増やしながら、どのように効果的に都市景観を形成していくことができるのかについては事例を積み重ねて、トライ・アンド・エラーにはなると思いますが、前向きに取り組んでいきたいと考えています。

(野原委員)

独立採算ではないのですか。

(梶山書記)

はい。場所によって、例えば地元企業が入る場合は、エリアを限って広告掲出したいというものは偶にはあります。ワールドワイドな内容であれば、エリア全体で掲出するというものが多いですが、広告を出したい方の希望にも依るので、どこのエリアでまとめてというのをこちらから提案しているわけではなく、掲出したい側との調整の中で掲載場所が変わっていくという形にはなると思っています。

(国吉部会長)

私の印象としても、全市に広がっているものの、例えば横浜DeNAベイスターズさんが、関内周辺への集中的な掲出をしたいということで、他の区には必ずしも掲出しなくてもよいという提案をしてくるものもあるようでした。

(野原委員)

つまり言いたかったことは、事業者さんと議論してまとめてつくるので、場合によっては、先ほどデジタルサイネージの話もありましたが、全部均一に掲出するという話では厳しいけれども、この場所1カ所であればよいとか、悪かったら議論するとか、赤枠内のエリアは基本的には公共を中心にして、他の場所で何とかしましょうとか、でっこみ引っ込みができるのではないかと、そういうことを考

えられないかということです。そういうことをすれば、より風景として魅力づくりするところはこう考え、上手くもう少し情報を出していくところはこう考える、みたいなこともできるのではないのでしょうか。最初、デジタルサイネージなのかと思っていたのですが、そうではないとすると、外照式でもできるのではないか、何で内照式なのだろうかと思う面もあり、そういうことも含めて上手く全体でマネジメントができると、よりよく、適切な地区に適切なあり方が混ざり合っているのではないかと思います。参考意見です。

(国吉部会長)

有難うございました。他の委員さん、いかがでしょうか。どうぞ、真田委員さん。

(真田委員)

私も野原委員と同じような考えです。野原委員は湾曲的な表現ですが、あまり広告をつけない方がよい、また内照式ではない方がよいエリアがあるというご意見だと思うのですが、私もその通りだと思っていて、つけてもよい場所はあるけれども、そうではない場所というのものもあるはずなので、一律に行うということはいかがなものでしょうか。それぞれのエリアで目標にしている景観の姿は違うので、全て同じデザインにする、広告を全部同じ姿にするという必要はないのではないかと思います。特に日本大通り等、重厚で格調高い風景をつくらうとしている場所で、内照式の看板、マップ、広告をつくるのが本当によいことなのかどうか、議論する必要があると思います。

(国吉部会長)

有難うございます。ご意見でした。

(企画課)

具体的な広告の掲出の今後の戦略について、まだ事業者と具体的な話まで出来ていませんが、エリアごとにある程度まとまった形で広告を売るといような考え方もあるようです。したがって、全体が全て同じ広告になるようなイメージだったかもしれませんが、例えばみなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区等、広告主との関係で掲出エリアを決めていくと聞いています。ご指摘いただいたような、広告の出し方について、もう少しきめ細かく、街に合った形で行ったらどうかということについては、事業者とそこまで議論できていないので、今後そういった視点で、できるのかどうか、できるのであれば積極的に行っていこうではないかという話し合いをさせていただきたいと思います。現時点では具体的な広告掲出戦略は固まっていません。

(国吉部会長)

有難うございます。矢澤委員さん、いかがでしょうか。

(矢澤委員)

細かいところなのですが、資料1頁目の審議事項の2の<整備の考え方>に、「各地区の特性を考慮したデザイン」と記載されていますが、具体的な内容としては、4頁目の「2 広告付き案内サインのコンテンツ」の「地図面の考え方」の4点目、「地域の特徴を表す色やパターンなどを用いることで、地域性、連続性を踏襲します。」という部分でしょうか。その部分が、どこを指しているのか分かりませんでした。

(都市デザイン室)

例えば、みなとみらい21中央地区では、今まで瑠璃色がエリアカラーとして、例えば矢羽根や案内サインの筐体の色に使われています。今回、事業者から提案された筐体が統一してダークグレーになるので、例えば地図の板面の上部デザインに瑠璃色を使うことで、現地に存置される既存の案内サインや矢羽根と色を合わせ、街の連続性を持たせることを想定しています。具体的なデザインと色の採用については、現在デザイン会社や地元と調整中ですので、現時点ではサンプルとして資料に示しています。

(矢澤委員)

各地区の特性を考慮したデザインという考え方をわざわざ掲げたのは、景観計画の文言にある、各地区の魅力的な景観形成に寄与させるために考慮したという趣旨ですか。

(都市デザイン室)

はい。そういう趣旨もあります。

(矢澤委員)

有難うございます。

(国吉部会長)

私も過去に案内サインのガイドラインづくりに関わったことがあるのですが、地図そのものは市民が見て、地区ごとに表示方法が違っていると困るので共通にしました。ただ、フレーム等、地図面以外のと

ころは地区の特性があってもよいのではないかというスタンスで今までやってきているので、その部分をできるだけ踏襲したいという趣旨だと思っています。

(真田委員)

地区ごとに広告のデザインを審議するという話ではなく、第三者広告をつけない地域が今ある中で、それを許可するかどうかという話が今日の審議事項だと思うのですが、地区ごとに審議するにしても、やはり広告がない方がよいエリアというのはあるので、委員としての私の意見は、今の制限エリアは制限したほうがよいのではないかと思います。したがって、今回の提案については、ただし書きを使わない方がよいのではないかと思います。ただ、手続の進め方について、事業者を公募する段階でこれだけの広告を掲出できると言ってしまうのか、広告はかなり少なくなるかもしれないということを周知した上で事業者を募集しているのか、どうなのでしょう。

(企画課)

第三者広告物の制限エリアがあることは、事業者は承知しています。その上で、今回ご審議いただいているように、将来、こういったことを市で検討しますということは伝え、これまで協議をしてきているということです。したがって、場合によってはこういった場所に第三者広告物が掲出できなくなる可能性があるということも理解しています。ただ今回、市としては、地元にもこういった事業を実施することは説明してきており、その中で、全てが、今までは広告を掲出してこなかったのだから今回も勘弁してくれと言われていた状況ではなく、是非やってほしいというご意見もいただいています。実際の設置については、地元の意見を十分慎重に聞いた上で実施していこうと考えていますので、できればただし書き適用ということで進めさせていただきたいという趣旨です。

(国吉部会長)

分かりました。

(堀田書記)

補足しますと、Wi-Fiのサービスをしっかり提供するというのも今回の大きなテーマになっているので、採算面で、広告付きという前提なのですが、地域によってはWi-Fiは是非欲しいというような意見が、この制限エリアの中でもあります。こうした中で、全て広告付きにしていくのではなく、地域の方々の広告も出せるように、全体の150基のうち、まだ基数は決めていませんが、特に赤枠内のエリアについては広告無しで案内サインをつけてWi-Fiをつけるといったことも考えています。一方で、それでは片面が真っ白になってしまうので、地域の方々にそこを上手く活用してもらうというようなことも含めて、トータルでしっかり考えていこうというようなエリアもあります。そういった中で、全てにおいて同じような広告がつくということではないので、そこは工夫していければと思っています。

(国吉部会長)

どうも有難うございます。山下公園周辺や日本大通り地区は非常に頑張っている地域の皆さんがいて、その方々のご希望等も配慮して禁止区域にしていたという背景があります。その辺りの調整を上手く図りながら、今、市から説明があったような、特殊なものとしての工夫も考えられるということですので、少し安心したと思います。

(関委員)

今、Wi-Fiの話題が出ましたが、やはり今までなかったものができるということで、特に海外から来られる方は必ずスマホで、グーグル検索をすると思うので、整備されることはよいと思います。資料の地図面を見ていると、USBの電源が何かも接続してチャージ出来るようなことも考えられている。そちらのマネジメントというのは、一括で今回の事業者が統一して行うということでしょうか。

(企画課)

事業者さんのご提案からは、そういったものが設置されると聞いております。緊急時にそういった充電機能のようなものはあるということになります。

(関委員)

あと、そもそも、きっかけの2019年ワールドカップとか、オリンピック・パラリンピックというのがすぐあるわけですが、岡部委員の言うように第三者広告、広告という概念も随分変わってきていて、単に色料のある商品を宣伝するような直接的なものではない、街の風景の中にあるビジュアルの情報を浸透させることで間接的に企業イメージや広告主のステータスを上げるようなものが、現代では増えてきていると思います。例えば、第三者広告の中でも非常に公共性のある広告というものもあると思いますし、当然ワールドカップやオリンピックでは、主催者の広告がぱっと出たりすることが考

えられます。裏面が真っ白になってしまうとかではなく、そういうものがあるタイミングで、例えば電車の1両を貸し切りにして短期間に集中的に広告掲出するようなことがあるように、第三者広告と言っても色々と思えるので、きめ細かく検討してはどうでしょうか。せっくなので、従来のイメージのけばけばしいものや景観を害するものはやめたほうが良いと思いますが、ただし書きで認可するところに関してはかなりレベルの高い基準というかクライテリアみたいなものを求めているのではないかと考えています。

(企画課)

先程も申した通り、エリアごとに広告の考え方については、もう少し事業者と議論して、一括ということではなく、メリハリをつけることを協議させていただきたいと思います。ワールドカップ、オリンピック・パラリンピックについては、主催者側のスポンサーの関係があります。特別な場面や機会、いわゆる大会開催中の広告掲出については、市で十分スポンサーとの関係を考慮した上で掲出内容を決めていくということで事業者と話しています。

(国吉部会長)

有難うございました。そろそろまとめたいと思います。

(真田委員)

今回の論点は、広告についてと内照式についての2つがあると思います。広告については、色々なタイプの広告があるので、掲出したとしてもデザインで何とかできるという方法はあると思いますが、手続として、広告をつくらなければ背面が白になってしまうといったような、広告をつけることを前提として、広告の制限エリアにもそういうものをつくるという手順でやるのが本当に正しいのかというのは、今後のためにもぜひどこかで反省といいますか、手続として正しくないと思いますので、考えていただきたいです。

それで、資料にプロット図をつけていただいているのですが、こういう板面の形で、広告をつけなければそこが殺風景になってしまうということですが、実際、矢羽根型の案内サインもずっとあるわけです。この図の中に矢羽根型のものがどのくらいあるのかということが記されていないと、これだけの存在感のある案内板をこれだけつける必要があるのかという判断ができないのではないかと思います。もし、矢羽根型のもので十分であれば、そこまで存在感を主張するようなものを街中に置く必要はないのかもしれない。もう少し案内表示についてトータルデザインで考えること、すなわちトータルな設計思想が必要なのではないのでしょうか。

広告については、もうこの方針でいくという話なら別によいのですが、内照式について、私は絶対にだめだと思います。夜景が台無しになると思います。内照式にしないと見えないということは絶対にないので、やめたほうがよいのではないのでしょうか。できれば、あまり大きな面を街中に置くことは避けてほしいと思います。

(国吉部会長)

今、真田委員から幾つかの点で賛成できない面があるというご意見をいただきました。特に内照式については賛成できないという意見をはっきりと言われたのですが、最終的には景観の面からここでの意見は参考にされて、屋外広告審議会にただし書きの適用、運用を諮るかということではないかと考えています。ここまで、違いますか。手続的にはどうなのですか。

(鍋田書記)

この件に関して、屋外広告物審議会に諮る予定はなく、この場で、ただし書きで読めるかについてご審議いただくことによって、実施可能とすることを考えています。

(国吉部会長)

分かりました。ここでの判断ですね。内照式の地図板は必要ではないというご意見ですが、一方でその方が効果的だという意見もあると思います。この部分について、他にも反対の意見の方はいらっしゃいますか。

(野原委員)

反対とまでは言い切れないのですが、やはり先ほどの掲出エリアの話とも絡んでくると思うのですが、外照式であれば、例えば色温度を調整したりすることでその風景に合うような形というものができると思いますが、内照式では中々コントロールが効かない気がしました。それも含めて私が言いたいことは、場所によってというか、ふさわしい場所にふさわしい形で上手くやるということ、調整の中ですという考え方はあるのではないのかと思いました。

(国吉部会長)

分かりました。私もずっと見てきていますが、内照式がかなりまぶしいというような状況には、横

浜ではなっていないという印象ですが、その辺りのコントロールも含めてどのようにしていくのでしょうか。

(企画課)

我々にもそういった問題意識は元々あり、今回、特別内照式を制限しているにも関わらず設置するというので、照度をやたら目立つような明るいものにはしないということで予め事業者とは話をしています。その上で、エリアによってはより照度を抑えなければいけない等、もう少しきめ細かく照度の設定をすることはできるのではないかと考えています。

(国吉部会長)

実際、検証作業はどのように行うのでしょうか。

(都市デザイン室)

配置については、今後1カ所1カ所、全数を各関係者で見て回るようになっており、その中で、例えば夜景への影響が大きい部分であれば、配置の工夫の中で変えていくということではできると考えています。今回の場合、夜景を含めて景観に対する影響を配慮しないとだめだということであれば、そういうことも含めて個別の配置について検討していきながら、地元の理解を得ていくことで、ある程度景観に関する部分の緩和ができるのではないかと考えました。

(野原委員)

確認ですが、先ほども言った通り、デジタルサイネージであれば内照式という概念も存在せず、やむを得ないという話なのかと思ったのですが、そうではないとすると、場合によっては外照式という方法もあり得る気がします。ただ、事業者の実態を見ているので、内照式でないと上手くシステムとして回らないのだろうとは思っていますが、その辺りについて、場合によっては逆特別というか、このエリアはすごく大事な場所なので、ここに関しては外照式にしましょうといったことができるのか、それともできないのでしょうか。

(国吉部会長)

やるにしても検証しながら進めてほしいと思います。それは既存の広告物の有識者委員会等でやるのか、横浜市できちんとやっていくということなのか、その辺りについて何か工夫がありますか。

(企画課)

まず、一部分だけでも外照式でできないかというご提案もいただいたところですが、今回ご審議いただいている内容については、全て内照式を前提として進めさせていただきたいということではあります。外照式になると、また別の場所から採光しなければいけない等、色々と別の話が出てきます。統一されたデザインということで、なるべくシンプルに垂直・水平をデザインしたパネルだと考えているので、それについては今のところ内照式とさせていただきたいです。広告の夜景の見え方については、先ほど都市デザイン室からも話があったように、個々に、場所によって、ここは景観を大事にしているところだからということで、別途審議会に付議するというのではないですが、全て横浜市で責任を持ってチェックさせていただきたいと思っています。

(国吉部会長)

いかがでしょうか、真田委員さん、野原委員さん。

(真田委員)

外照式が選べないのであったら、制限エリアは制限エリアのままの方がよく、ただし書きは使わないほうがよいと思います。夜景に影響があるということはそうなのですが、調整してもその影響は絶対になくなることはないと思うので、必要性が感じられないということが一番大きいです。必要性については、先ほども話しましたが、矢羽根型の案内サインでもよい場所もあるのではないかとということも含め、どうしても大きい板面でやらなければいけないという話でもなく、そこすらも今納得できない状態で、板面をつけ、それを内照式にするということで、風景をよくしていこうという意思が全然感じられません。ただ案内板をつけたいという機能というか目的がすごく単目的になっていて、景観のためにどうするかという思想が全く感じられないので、今ここでただし書きを使うという判断はしないほうがよいということです。

(国吉部会長)

ただ、バス停上屋の広告自体も、元々はありませんでしたが、バス停をきちんとメンテナンスしていくという方が、結局もっと重要だということで設置されました。行政が設置したものが汚いま置かれているよりも、全体としてメンテナンスしていく方が景観に対して効果があるということ等も含めて、他都市では市内のみで審査していますが、横浜だけは外部で審査しているという慎重な審査体制をとり、かつきちんと運営し、場合によっては横浜らしくないからやめてほしいというようなこと



も行ってきているように思います。したがって、今おっしゃるように景観を壊すと断言はできないと私は思っています。

(真田委員)

壊すとは断言できませんが、矢羽根型のものも含めて本当に必要かどうかということが今審議されていない中で、規制を外さないほうがよいということです。もしやるのだとしたら、本当にこれが必要なのかということもきちんと審議しなければなりません。緩くする方向については慎重にしないといけないと思います。すなわち、将来にわたって絶対だめという話ではなく、本当にこの数でいいのか、この配置でいいのかということも含めて、もっと慎重に議論しましょう。判断する材料が足りていない今、決めなくてよいのではないかとということです。

(国吉部会長)

禁止されている区域を実際に歩いて、夜の景観の中でどうなっていて、それが景観に対してどう影響があるかということを検証したいと、恐らくそういうことも含めておっしゃっているのだと思います。そこについては、地域の方とも議論していくということですので、今日の議論で全てよしということではなく、禁止されている区域の今後の扱いについては、場合によっては他のエリアを先行させながら、実験的に調整していくというようなことで、本日の結論としてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。私自身としては進めてもよいと思うのですが、委員の中で確認しながら慎重に語るべきだというご意見があるので、そういったプロセスを経てやっていくことはできませんでしょうか。

(企画課)

例えば今、部会長におっしゃっていただいたように、とりあえず一部実験的にでもやらせていただきつつ、そこでの見え方についての資料をこの審議会で提供させていただきつつ、改めてということもできると思います。資料の3頁目の青枠の範囲については、内照式が制限されているところで、ご覧いただけるように、非常に基数が多く、恐らく20~30カ所程度あるのではないかと思います。ここがすべからく内照式なしということになってしまうと、事業全体のスキームにも大きな影響が出てまいりますので、我々として、判断の材料が足りないというご指摘はいただいたので、しっかりと判断材料を出す努力をさせていただきますが、ぜひ前向きに、引き続きご検討していただければと思います。

(国吉部会長)

分かりました。恐らく案内板が均等にあることで、Wi-Fi機能も含めて来街者に対するサービスが一定に保たれるという側面もありますし、それを成り立たせるために一定の広告収入を得ながらやっていくというスキームだと思います。先ほど市から、場所によっては広告無しのところも含めて考えていく、ただ、機能そのものは共通にしていきたいという趣旨の話がありました。どちらをとるかということですが、市としては全市均一にサービスを進めていきたいというスタンスだと思います。したがって、これまで制限されていたところに対して、乗り越えられる工夫になるかどうかということについては、さらに検証を深めながらやっていってほしいです。その辺りをただし書きつきで認めるということではいかがでしょうか。

(真田委員)

今回の審議事項は、第三者広告物の掲出制限について、今回の案内表示につく広告に限りただし書きを適用するかという話と、内照式の制限エリアについても、案内表示に限りただし書きを適用するかという話だと思いますが、前者については、私は別によいかなと思います。ただ、内照式については、今はただし書きを使うということにはしないで、後々検討したほうがよいと考えます。

(国吉部会長)

真田委員さんの意見は分かりました。他の委員さんの意見も含めて、今回全く認めないとするのか、地域ごとの対応といった工夫を検証しながら進めていくとするのか、2つで決をとってみたいと思います。

(真田委員)

私が、検証しながら、という言葉で理解したことは、制限エリア以外で内照式のものをつくり、それがどう見えるかということを実際見た上で、制限エリアにおいてもこれくらいであればつけてよいねという話を検討していくということです。したがって、制限エリアのただし書きを使うということについては、今は決定せずに、制限エリア以外のところでできたものを見ながら、改めて審議することと理解したのですが、違うのですか。

(国吉部会長)

勿論そうです。すなわち、再審議するかしないかです。いきなり制限エリアで実施するのではなく、他のところで先に実施して、その結果を検証しながら制限エリアについては判断する。その判断について、この部会で諮るかどうかということです。他のエリアで実験・検証し、場合によってはこの部会に再度報告してもらうことも必要かと思います。

(都市デザイン室)

広告付きバス停上屋事業については、これを解除していただき、現在広告がついています。バス停上屋がこの資料のプロット図にさらに加わってくるという形になるので、そういった意味では、既に検証可能だと考えています。それをベースに、個別の配置を見ていくということになると思います。

(国吉部会長)

分かりました。そういうプロセスを踏んでいただけるようには感じていますが、真田委員さんのご意見は、今回は内照式についてはただし書き適用をしないと。他のエリアで試したのを見て、別途この部会で諮るべきだというご意見のように捉えました。それについて、都市デザイン室と検証して進めるといっただし書きつきで、今回認めることにしてはどうかということが私の意見です。他の委員さん、いかがですか。

(関委員)

資料3頁目のプロット図を見ると、青枠で囲われているのは、馬車道、市庁舎・関内駅周辺、日本大通りと山下公園通りであり、みなとみらい21新港地区は内照式の制限エリアではないです。馬車道や日本大通り、山下公園通りについては第三者広告物も制限されていて、両方の制限がかかっているところなので、青枠で囲われているエリアの中においても、他のエリアとは性格が違うと思います。検証する場合に、既に広告付きバス停上屋があるので分かるのではないかという話もありますが、もう少し段階を細かくしながら、実際にこういうものがここに置かれたらどうなるかのシミュレーションに手間をかけていただくという方法もあるのではないのでしょうか。

(国吉部会長)

どうも有難うございます。市にお任せするという含めて、判断するのはまだ難しいということで、制限エリア内での内照式については、今回慎重に判断していこうということです。なぜ制限区域になったのか、その背景には地域の状況や制限したときの状況があると思うので、もう少し説得材料を用意していただきたい。それがなぜ地元が今、少し考えてもよいかとなっているのかといった地元の考え方、意見等もふまえて、この制限エリアの位置づけみたいなものを市としてもう少し整理し、近い時期の審議会でもう一度その部分について諮るということでいかがでしょうか。

(鵜田書記)

まとめてよろしいですか。

(国吉部会長)

私のまとめとして、そうしたいと思います。

(鵜田書記)

今回は結論を出さないけれども、検討は続けさせていただきます。実際に検証したり、地元の意見を聞いたり、元々何故このエリアには制限がかかっているのかということを知り解いてみたり等の検討をしたいと思います。近い時期の審議会でも、またご相談させていただくことにしたいと思います。

(国吉部会長)

どうも有難うございました。広告物の展開等については色々面白い意見もあったので、地域ごとの特色を出すとか、場合によってはチャレンジなものも行っていく等、その辺りについては参考にしながら進めていただければと思います。一部については再度議論するというので、その材料を少し用意していただきたいと思います。

これで議事1を終わります。

(鵜田書記)

有難うございました。議事2に入る前に関係者の入れかえがありますので、少々お待ちください。

## 議事2 現市庁舎街区活用事業の進捗について(報告)

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

(国吉部会長)

有難うございます。本件は報告事項で、別途現市庁舎街区の審査委員会で議論されてきている内容

です。特に景観面を中心とした皆様のご意見をいただければと思います。本日欠席されている委員からご意見がありましたらご報告ください。

(鍋田書記)

加茂委員からいただいたご意見を読み上げます。「市庁舎移転後、周辺の街区含めて、相乗効果となる開発という目的を明確にいただければいいと考えます。また、横浜らしさをふまえ、文化的象徴としての現市庁舎を尊重した計画とすることも強調いただければと考えます。」以上です。

(国吉部会長)

有難うございます。「周辺の街区も含めて相乗効果となる開発」ということですが、開発の事業を進めるにあたっての方向性について、本日の資料にはありませんが、再度コンセプトを教えていただけますか。

(都心再生課)

ご説明いたします。今回の部会資料は景観部分の抜粋になりますので、卓上ファイルの参考資料をご覧ください。「関内駅周辺地区AREA CONCEPT BOOK」の7頁右上の地図で描かれた部分を関内駅周辺地区と定義しており、ここが新たな土地利用転換、開発が連鎖的に行われていくエリアであり、新たなコンセプトが求められています。7頁の下側にあるように、国際的な産学連携、観光集客というもの大きなコンセプトとしており、現市庁舎の敷地だけでなく、隣接街区を含めてエリア全体をこのコンセプトで進めていきたいと思っています。

(国吉部会長)

有難うございます。枠組みを再度確認したところで、それをふまえ、特に景観面等についてご意見等がありましたら、いただければと思います。

(真田委員)

資料2の22頁の遠景について、最初のリード文では、遠景としてはこういう眺望づくりが必要で、ということが書かれており、非常によいと思いますが、その下の視点場の例の文章では、最後に「調和を考慮したデザインが求められます。」と書かれており、「調和」という言葉の意味はいかようにでも取れ、例えば現状あまり良くないものがあって、それに合わせるというようなことも言えてしまいます。せっかくリード文に目指すべき眺望が書かれているので、周辺の建物と一体となって目指す風景をつくり出すというような表現の方がよいと思いました。視点場の例の1と2と、両方についてです。

(国吉部会長)

有難うございます。表現の問題ですが、工夫ができれば考えてください。私の印象としては、この視点場の2つ写真の中で現市庁舎街区が白く描かれているのですが、かなり超高層を意識して見えてしまいます。このゾーンを表現するのはよいですが、超高層を誘導しているように一見、見えないこともないので、その辺りを工夫したほうがよいと思います。

(都心再生課)

分かりました。

(関委員)

資料2の26頁の横浜市庁舎建物についてです。「行政棟は活用を基本としつつ」と記載があり、活用する場合の事例が4つ紹介されています。「事例c：復元して活用」の事例の三菱一号館美術館ですが、これは復元というか再建で、おそらく当初の部材は解体していたので、当初の部材と同質のものを新たに作ったということだと思います。横浜市庁舎の、特に行政棟の扱いは非常にクリティカルだと思いますが、三菱一号館美術館の近くにある丸の内のKITTEも、似たケースとしてどうかと思います。あれは吉田鉄郎による郵政建築で、デザイン的にもいわゆるモダニズムというか、当初の構造体も残りつつ、アトリウムをつくっていて、後ろに高層棟があります。使われ方についても、商業施設も入っていますが、東京大学の総合博物館のようなものが入っていて、セミパブリックです。また、資料2の29頁にはこの建物の価値というものに記載されていますが、私も加茂委員の意見と同じように、既存の建物をできるだけ尊重した活用という視点で事業者を選んでいただきたいなと思います。

(国吉部会長)

有難うございます。矢澤委員さん、いかがでしょうか。

(矢澤委員)

資料2の24頁に、ideaA、B、Cとありますが、この中から1つを選んで計画するのでしょうか。「歩行者動線を意識した緑の配置」は、これを上手く、複合的に混ぜるのではなく、3つある中のどれか

1つでという形で決めていくという発想でしょうか。

(都心再生課)

このエリアコンセプトブックは、義務づけるものというよりは、より優れた提案を引き出すためのガイドとして活用してほしいと思っています。したがって、この通りというよりは、事業者のプランに合わせるよう、ここからエッセンスを抜き出してもらうものとして、誘導したいと思っています。余談ですが、昨年同じようにエリアコンセプトブックを使って、教育文化センター跡地の公募を行った際にも、こういった緑の配置について幾つかのパターンを出しました。結局、関東学院大学に決まったのですが、エリアコンセプトブックで提示した幾つかのアイデアからエッセンスを取り出して、自分の計画に一番合うような緑化をしていました。今回も同じように、1つに決めるのではなく、良いエッセンスを抜き出すための教科書的に使ってもらいたいと考えています。

(矢澤委員)

有難うございます。

(国吉部会長)

いずれにしても、現庁舎街区の中だけで勝負するのではなく、関外地区と関内地区を繋ぐ歩行者の流れをつくる場を設けていくのだ、他への繋がりをここでは大事にしたいのだという趣旨が上手く伝わるように表現していただきたいです。

(野原委員)

現市庁舎の審査委員会の委員でもあるのですが、ここでは景観の観点から3点コメントをさせていただきますと思います。1点目は、資料2の22頁の遠景の視点場例01の文章について、「その形態や色彩、向き、頭頂部のデザイン、広告などに対して、周辺との調和を考慮したデザインが求められます。」と書いてあります。最近、横浜に高層建築が沢山建ってきている中、素材や材質が景観に対してかなりの影響を占めている印象を受けるので、形態や色彩の間に、「素材」や「質感」といった言葉を入れていただけると嬉しいです。

2点目は23頁の近景についてです。中低層の建築物を主体とした街並みであること、そのため高層部は工夫しなさいとここでは述べられているのですが、中低層部分こそ工夫してほしいところでもあります。例えば、このエリアでは、色彩はレンガ調で、色彩・素材もかなり調整しながら一つのイメージをつくっているの、周りではそういう工夫をしていること、また高さに関しても、グランドレベルから見たときに建物の魅力がわかるように中低層部を意識してつくることが行われていること等が伝わるように、すなわち高層部だけではなく、中低層部をどうするかということが具体的に示されていた方がよいと思います。

3点目は資料2の24、25、26頁についてですが、先ほど矢澤委員からあった話で、ideaや要素、事例について「or」と「and」が混じっています。例えば24頁の上段の緑化パリエーションについては、おそらくideaA、B、Cを合体させて色々できるでしょうが、下段の緑の配置についてはどれを選ぶかという形に近いです。おそらく25頁の要素は全部行うこと、「and」ですが、26頁は「or」ですよ。必ずしも「or」ではないというのかもしれないのですが、分かりにくい可能性があるの、気をつけたほうがよいと思います。また、25頁には、関内地区の景観計画を読めばわかるような、同じ内容が書いてあるのですが、エリアコンセプトブックというのは更なるビルトアップしてもらうために誘導するものであれば、もう少し踏み込むといたら言い過ぎですが、分かりやすく、どういうことを求めているのかが記載されている方がよいと思います。左側に事例が載っていますが、事例が強過ぎて、ヒルサイドテラスね、とはなるものの、ヒルサイドテラスのようにはできないのでやらないみたいになりがちで、すなわち、「回遊性ある足元空間」とは一体どういうことなのかということがもう少し踏み込まないと伝わらないのではないかなということ。同じようにCOREDO室町の事例についても、「周辺と調和した低層部」にしなさいということ自体は、おそらく書かなくても、景観計画を読んでもそうすべきだと分かるのですが、「調和する」ということは一体どういうことなのかを具体的に示さないと伝わらないのではないかなと思います。5つの要素全てについてそうなのですが、こういうところがポイントだということをもう少し分かりやすくした方がよいと思います。26頁についても同じで、先ほど関委員からK I T T Eはどうか、といった話もありましたが、例えば「c：復元して活用」するとき、どういうところに着目して計画すれば良いのかを書かないといけないと思います。逆に事例にしてしまうと、三菱一号館美術館ではそうだったかもしれないけれどもうちは違います等と言われるとできなくなってしまいます。例えば、三菱一号館美術館は、再現だけでもかなり詳細に元の図面を読み込んで一生懸命頑張っていることがポイントだと思うのですが、再現するなら三菱一号館美術館のパターンですし、そうではなくて、壁面1枚を残して活用するとい

	<p>うものが先ほどご提案のあったKITTEのパターンで、それぞれどこがポイントで、活用するときはどう工夫するべきかということをしっかり書かれたほうが良いと思います。例えば、テートモダンギャラリーの事例についても「内部は刷新」と書いてありますが、そんなことはなくて、中の元々タービンがあったところは、その大空間をきちんと生かしていたり、細いギャラリー部分は、元々の空間を上手く生かしていたりするので、そのことがまさに「特徴を活かした活用」なのだと思いますが、それがポイントであることをわかるように伝えないと、中々参照しにくいのではないのでしょうか。そのため、文言の工夫をしていただけるとよいと思います。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>野原委員さんから色々なご助言をいただきました。関委員さんをご指摘されたことと重複しているところもありますが、その辺りについては引き続きエリアコンセプトブックにおいて、工夫をしていただければと思います。</p> <p>私からも、資料2の22頁の視点場例01について、先ほど野原委員さんからは、その形態や材質も配慮事項の中に入れた方が良くご指摘いただきましたが、ここにあって広告が出ているのはどうしてでしょうか。広告を掲出するのであれば工夫をするように、と読み取れるので、あえて記載しなくてよいのではないかと思います、何か意図はありますか。</p> <p>(都心再生課)</p> <p>広告と書いてしまうと、広告が掲出される前提になってしまうので、あえてここに載せる必要はないという印象を受けました。逆に、同じ形でも素材一つで全然違うので、素材については重要な要素だと思います。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>ビル名サイン等は、みなとみらい21地区などでも認められています。第三者広告物が高層部に入るということはありませんので、あえて書かなくても良いと思います。</p> <p>(都心再生課)</p> <p>分かりました。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>今いただいた意見等を参考に、引き続きコンセプトブックについて、まとめていていただきたいと思います。各委員さんのご意見の背景には、やはり歴史的な地域の価値と、新しい価値を上手く導入した、横浜らしい創造的な提案を期待している、ということがあると思います。事業コンペですから、デザイン協議が中々しにくいところもありますが、なるべくこういったメッセージを色々なところで出していていただきたいと思います。よろしく願います。進捗状況についてはまたご報告いただければと思います。</p> <p>(鵜田書記)</p> <p>有難うございました。いただいたご意見を参考に、引き続き検討をまいります。また事業が進捗するごとに随時報告させていただきますので、よろしく願います。以上で議事2が終了となります。</p> <p>議事3 その他 なし</p> <p>3 閉会 (鵜田書記)</p> <p>本日の議事録については、横浜市都市美対策審議会運営要領に「審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる」とありますので、作成後部会長に確認を頂いたうえで、公開いたします。これもちまして、第47回都市美対策審議会景観審査部会を終了いたします。どうも有難うございました。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第、参加者名簿、座席表、第46回議事録</li> <li>【議事1】</li> <li>・資料1 : 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について</li> <li>【議事2】</li> <li>・資料1 : 現市庁舎街区活用事業の進捗について(報告)</li> <li>・資料2 : 関内駅周辺地区エリアコンセプトブック(景観部分抜粋)</li> </ul>
特記事項	なし